

府中市における放課後子ども総合プランの推進について

(答 申)

平成 31 年〇月〇日

府中市子ども・子育て審議会

## 目次

はじめに	・・・・・・・・・・	2
1 趣旨	・・・・・・・・・・	3
2 「放課後子ども総合プラン」の概要	・・・・・・・・・・	3
3 学童クラブ及び放課後子ども教室の状況と今後の取組について	・・・・・・・・・・	4
4 府中市における放課後子ども総合プランの推進について	・・・・・・・・・・	7
5 資料	・・・・・・・・・・	9

## はじめに

国の放課後子ども総合プランでは、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（以下、「学童クラブ」といいます。）及び放課後子供教室（以下、「放課後子ども教室」といいます。）を同一の小中学校内等で実施する、一体型方式を中心とした整備等を計画的に進めることとしています。

府中市では、市立小学校22校のうち21校において、両事業を「一体型」により実施しており、今後は、連携をより推進することが求められています。しかしながら、現在、学童クラブ指導員の人材確保をはじめとする様々な課題があり、解決に向けた取組が必要な状況となっています。

このことから、府中市子ども・子育て審議会は、平成30年4月24日に府中市長から、府中市における放課後子ども総合プランの推進にあたり、両事業の効果的な連携策について検討するよう諮問を受けました。

子ども・子育て審議会は、より専門的な検討が必要との考えから、専門部会として放課後対策部会を設置し、部会での審議を決定しました。

放課後対策部会は、学識経験者や公募市民など6名の委員により構成され、全5回の会議を開催する中で、両事業の現状把握や問題点等について検討を重ねました。これらを踏まえて、結論をまとめましたので答申します。

## 1 趣旨

府中市における放課後子ども総合プランの推進に向け、学童クラブ及び放課後子ども教室の効果的な連携策を検討するにあたり、両事業における課題の整理を行いました。

とりわけ学童クラブにおいては、指導員に欠員が生じている状況<sup>(注1)</sup>や利用者のニーズによる開館時間の延長に対応するための人材確保の必要性など、事業運営の根幹に関わる課題に直面しています。

このことから、本答申は、両事業の連携を推進するための基本的な考え方を示すとともに、両事業が、希望する全ての児童のために、将来にわたり安全な環境で安定的に運営され、市民のニーズや社会の状況に応じて改善が図られるよう、また、市がそれぞれの事業について、今後の方向性を決定する際の検討事項となるよう、課題解決に向けた取組について提言を行うものです。

## 2 「放課後子ども総合プラン」の概要

国は、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとしています。

「一体型」は、同一の小中学校内等で、両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が、放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものとしています。

また、平成30年9月には、これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉・教育分野における施策の動向も踏まえ、平成31年度から平成35（2023）年度までの新たな放課後児童対策のプランとして、学童クラブの受け皿整備に係る新たな目標値などを掲げた「新・放課後子ども総合プラン」を策定しています。

---

注1 学童クラブ指導員は、平成30年度当初において、6人の欠員となっています。（資料P24参照。）

### 3 学童クラブ及び放課後子ども教室の状況と今後の取組について

#### (1) 学童クラブ

学童クラブは、市立小学校22校のうち、南白糸台小学校を除く21校において、学校の敷地内、または隣接する場所で実施しています。南白糸台学童クラブの立地は、学校から300メートル程度離れた場所となっています。

入会を希望し、要件を満たす1～3年生及び障害のある児童を全て受け入れており、入会児童数<sup>(注2)</sup>は増加傾向にあります。

運営は市が行っており、指導員は児童数に応じて必要な人数を配置することとしています。開館日は、年末年始などを除く平日及び土曜日で、時間は平日が午後6時まで、土曜日が午後5時までとなっています。

#### ア 課題

##### (7) 開館時間について

保護者の就労形態が多様化する中、児童を預け入れる時間の延長を望む声が多くの利用者から寄せられています。

##### (8) 育成面積について

児童数の増加により、児童1人当たりの育成面積基準<sup>(注3)</sup>を下回る学童クラブが存在しています。

##### (9) 指導員の人員について

増加する児童数に対して配置する指導員の人員に欠員が生じる状況が続いているため、募集活動を継続的に行っていますが、解決に至っていないことから、さらなる人材確保につながる取組の検討が必要です。

また、開館時間の延長に向けては、シフト勤務に伴うさらなる指導員の増員が必要となります。

---

注2 学童クラブの入会児童数は、平成30年4月1日現在2,039人で、10年前と比較して274人増加しています。(資料P23参照。)

注3 育成面積基準は、児童1人当たり1.65平方メートルとしています。平成30年度当初において、基準を下回る学童クラブは、入会児童数で見た場合で12館、出席率を勘案した児童数で見た場合で3館となっています。(資料P24参照。)

## イ 課題に対する今後の取組（提言）

### (7) 開館時間について

午後6時までの迎えが困難な保護者<sup>(注4)</sup>が多数存在することや利用者のニーズ<sup>(注5)</sup>を踏まえ、現行午後6時までとしている学童クラブの開館時間を、午後7時まで延長するべきと考えます。

### (4) 育成面積について

施設の狭隘化が見込まれる場合は、既に取り組んでいる仮設建築物の設置をはじめとする育成面積確保のための取組を推進するべきと考えます。

### (5) 指導員の人員について

事業を安定的に運営していく必要があること、また、開館時間延長の取組との関連性が強いことから、指導員の人員確保は急務と考えます。

人員の確保策として、給与水準の引上げについては、指導員が市の正規職員、または嘱託職員の身分を有していることから、給与を弾力的に扱うことは難しいものと考えます。また、指導員の資格要件については、国の基準に基づいていることから、市が独自に緩和することはできません。

他市の運営形態では「公設民営」の事例が多く見られることから、府中市においても、例えば、一部の学童クラブの運営を民間事業者等に委託することにより、市直営の学童クラブに人員の集結を図ることが考えられます。開館時間延長への対応を見据え、民間活力を導入した運営形態への見直しについても対策の一つとして、検討を行うべきと考えます。

なお、運営形態の見直しを進める際は、学童クラブ事業を市の責任のもとで運営するための、監理体制等を含めた運営指針を整備するとともに、児童の保護者をはじめとする学童クラブ関係者に広く意見聴取を行うことが不可欠と考えます。

### (6) その他

低学年の全員入会の実施は、評価できる点と考えます。女性の就業率が上昇するとともに、共働き世帯が増加している状況も踏まえ、入会を希望し、要件を満たす1～3年生については、今後も全ての児童の受入れを継続するべきと考えます。

注4 平日の帰宅時間が午後6時を過ぎる保護者の割合は、父親で81.1%、母親で53.6%となっています。（「府中市学童クラブ利用者アンケート（平成28年7月実施）」結果より。）

注5 午後6時以降の延長保育を希望する保護者の割合は43.3%で、そのうち、延長保育を必要とする時間として「午後7時まで」を希望する方の割合は、65.0%となっています。（同アンケート結果より。）

(2) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、全ての市立小学校において、余裕教室等を活用して実施しています。対象は全ての小学生で、登録のうえ参加することができ、延べ参加児童数<sup>(注6)</sup>は増加傾向にあります。

運営はNPO法人等に委託をしており、安全管理員は参加児童数に応じて必要な人数を配置することとしています。実施日は、原則、年末年始などを除く平日で、時間は時季により異なりますが、午後5時、または午後5時30分までとなっています。

ア 課題

(7) 実施場所について

学校の在籍児童数の状況によって、年度ごとに、余裕教室等の状況が変化することから、適宜、最善の実施場所の確保が必要です。

(4) 安全管理員の人員について

参加児童数が増加傾向にあることから、今後、安全管理員の人員に不足が生じないように、配慮が必要です。

イ 課題に対する今後の取組（提言）

(7) 実施場所について

実施場所の確保にあたっては、引き続き、各学校の置かれている状況を踏まえる中で、市は学校との協議・調整を行うべきと考えます。

(4) 安全管理員の人員について

放課後子ども教室においては、地域の方や学生などの人材を活用することが望ましいことから、市と受託団体が連携し、例えば、事業説明会の開催など、より多くの方に事業を知ってもらう取組を通じて、人員の確保につなげるべきと考えます。

---

注6 放課後子ども教室の延べ参加児童数は、平成29年度末現在159,342人で、10年前と比較して44,186人増加しています。(資料P25参照。)

## 4 府中市における放課後子ども総合プランの推進について

### (1) 一体型による学童クラブ及び放課後子ども教室の状況

市立小学校22校のうち21校は一体型として実施していますが、両事業の実施場所が隣接している学校もあれば、離れている学校もあり、状況は様々です。両事業が連携して企画・実施している活動の頻度も様々ですが、どの学校においても概ね、両事業の児童が参加できるゲーム大会などの連携イベントや合同避難訓練などの実施により、連携を図っています。また、学童クラブの活動に放課後子ども教室の児童が参加する事例も見受けられます。

また、南白糸台小学校については、学童クラブと学校が離れているため、頻繁に行き来することは難しい状況ですが、連携イベントを実施しています。

### (2) 両事業の連携を推進するための基本的な考え方（提言）

#### ア 一体型を推進

府中市においては市立小学校22校中21校で一体型が進んでいる状況や、放課後子ども総合プランの趣旨を踏まえ、今後の両事業の実施にあたっては、全校において一体型の推進を図るべきものと考えます。

また、府中市では、放課後子ども教室を毎日実施していることから、学童クラブ児童の生活の場が確保されるよう、「入会要件のある学童クラブ」の児童が、「全ての児童を対象とした放課後子ども教室」の活動プログラムに参加する形式を基本とするべきと考えます。

#### イ 推進にあたって

学童クラブの実施場所や児童数、放課後子ども教室の実施場所や広さなどの状況が様々であること、また、南白糸台学童クラブについては、立地面の課題に早期解決が難しい状況にあることから、それぞれの状況に応じた取組を進める必要があると考えます。

現在実施している連携イベントなどの取組を継続するとともに、活動の頻度や内容などの充実に向けて、両事業の従事者が定期的に会議を開催するなど、日頃から連携していくことが重要と考えます。

また、両事業の連携を推進する中では、児童の出席確認や居場所の把握をはじめ、事故等に対する責任の所在、災害等非常時の体制



整備など、様々な課題について対策を講じる必要があります。

#### ウ 実施場所の環境整備

南白糸台学童クラブについては、学校の敷地内、または隣接地への設置は用地等の課題により早期解決が難しい状況と捉えていますが、一体型においては、両事業を同一の小中学校内等で実施することが求められることから、全市的な視点により、各市立小学校地内における両事業の実施場所の確保について検討する必要があります。

今後、学校施設を改築する際は、校舎等に両事業に係る施設整備が図られるよう、教育委員会との協議・調整を十分に行うべきと考えます。

#### エ 今後の方向性

より推進が図られる一体型の運営として、以下のようなモデルケースが考えられます。

##### (7) 定期的な参加（集団）

放課後子ども教室の日頃の活動プログラムに、学童クラブ児童が、集団で定期的（決められた曜日・時間帯）に参加する。

##### (8) 定期的な参加（個人）

放課後子ども教室の日頃の活動プログラムに、学童クラブ児童が、個人で定期的（決められた曜日・時間帯）に参加する。

##### (9) 任意による参加（個人）

放課後子ども教室の日頃の活動プログラムに、学童クラブ児童が、個人で任意（決められた時間帯）に参加する。

## 5 資料

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会委員名簿	…… 1 0
府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会開催経過	…… 1 1
府中市子ども・子育て審議会条例	…… 1 2
府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会設置要領	…… 1 5
諮問書、諮問の趣旨	…… 1 7
放課後子ども総合プランの全体像、新・放課後総合プラン	…… 1 9
府中市の放課後対策事業 （学童クラブ、放課後子ども教室の状況）	…… 2 2
各市の学童クラブ運営状況	…… 2 9

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	役職名等	委員区分
1	○伊藤 仁	府中市青少年対策浅間地区委員会 委員長	臨時委員
2	井上 伸治	公募市民	臨時委員
3	植松 政数	NPO法人トータルサポート府中 事務局長	本会委員
4	坂田 優子	公募市民	臨時委員
5	中島 祥広	府中市立府中第十小学校 校長	臨時委員
6	◎牧野 晶哲	白梅学園大学 子ども学部家族・地 域支援学科専任講師	臨時委員

※◎は部会長、○は副部会長です。

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会開催経過

	開催日時	審議内容
第1回	平成30年 7月13日(金) 午後6時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長及び副部会長の選出</li> <li>・ 諮問事項の確認</li> <li>・ 放課後子ども総合プランについて</li> <li>・ 府中市の放課後対策事業の状況について</li> <li>・ 今後の開催予定と進行について</li> </ul>
第2回	8月28日(火) 午後6時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府中市における放課後子ども総合プランの推進に係る課題について</li> <li>・ 課題の解決策について</li> </ul>
第3回	10月1日(月) 午後6時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題の解決策について</li> <li>・ 答申案の骨子について</li> </ul>
第4回	11月21日(水) 午後6時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申案について</li> </ul>
第5回	12月20日(木) 午後6時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申案について</li> </ul>

## 府中市子ども・子育て審議会条例

平成25年6月24日

条例第25号

改正 平成27年3月13日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第77条第1項及び第3項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第77条第1項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定により同条第2項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(平27条例10・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員(臨時委員を除く。次条、第7条第1項及び第9条第2項において同じ。)20人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民

(平27条例10・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置く

ことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平27条例10・追加)

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平27条例10・旧第6条線下)

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平27条例10・旧第7条線下)

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平27条例10・追加)

(委員以外の者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(平27条例10・旧第8条線下)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平27条例10・旧第9条線下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 11,000円
--------------	------------

付 則(平成27年3月13日条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府中市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）条例第9条の規定に基づき、放課後対策部会（以下「部会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、府中市における放課後子ども総合プランの推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 1人
- (2) 放課後子ども教室事業の関係者 1人
- (3) 府中市立小学校校長会の代表者 1人
- (4) 府中市青少年対策地区正副委員長会が推薦する者 1人
- (5) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項の調査審議が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則



この要領は、平成30年5月1日から施行する。



30府子字第138号  
平成30年4月24日

府中市子ども・子育て審議会  
会長 汐見 稔幸 様

府中市長 高野 律 雄

府中市子ども・子育て審議会への諮問について

府中市子ども・子育て審議会条例第3条に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 府中市の子ども・子育て支援に関する計画（平成32年度～平成36年度）の策定について
- 2 府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）の策定について
- 3 府中市における放課後子ども総合プランの推進について

## 諮問の趣旨

### 3 府中市における放課後子ども総合プランの推進について

国の放課後子ども総合プランでは、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室（放課後子ども教室）を同一の小中学校内等で実施する、一体型方式を中心とした整備等を計画的に進めることとしています。

本市では、市立小学校22校のうち21校において、両事業を一体型により実施しており、今後は、連携をより推進することが求められています。しかしながら、現在、学童クラブ指導員の人材確保をはじめとする様々な課題があり、解決に向けた取組が必要な状況となっています。

このことから、府中市における放課後子ども総合プランの推進にあたり、両事業の効果的な連携策について、課題を踏まえた幅広い視点でのご議論をいただきたく、府中市子ども・子育て審議会に諮問するものです。

# 「放課後子ども総合プラン」の全体像

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

## 国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)
    - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施  
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
    - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
    - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

## 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

## 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあつては責任体制の明確化
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
  - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施にあつては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
  - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



## 背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

## 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

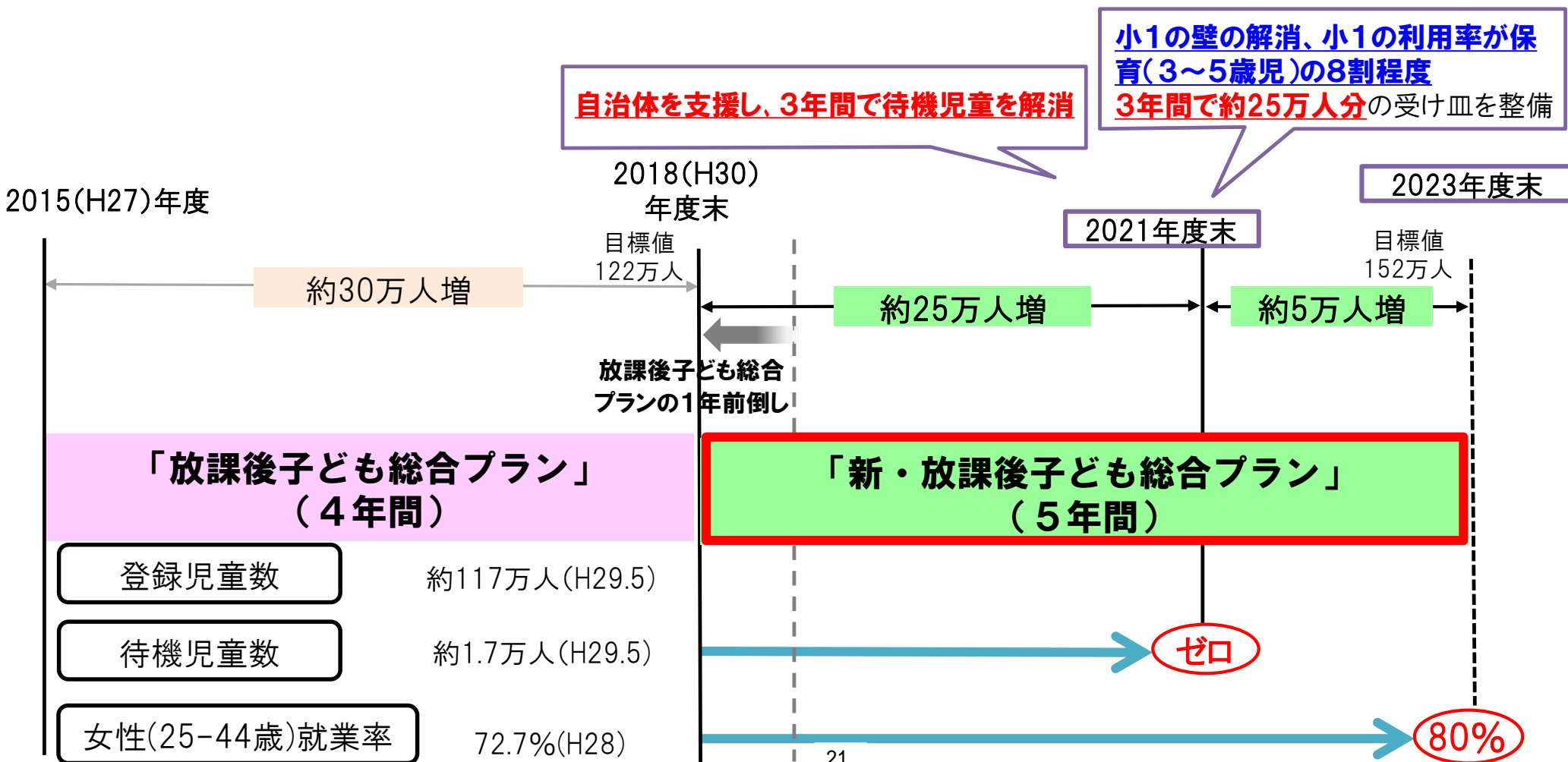
- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

# 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



## 府中市の放課後対策事業

事業名称	学童クラブ事業	放課後子ども教室事業																								
事業概要	所 管	厚生労働省	文部科学省																							
	根 拠	府中市立学童クラブ条例 府中市立学童クラブ条例施行規則	府中市放課後子ども教室事業実施要綱																							
	実施方式	直営	委託																							
	対象、目的等	保護者が仕事などで、昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後、健全に充実した生活が送れるよう、遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う。 入会要件を満たす児童のみ入会することができる。	小学校に通うすべての子どもを対象に、放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画により、学習やスポーツ・文化活動等、地域住民との交流の場を提供する。																							
	開始時期	昭和41年度	平成19年度																							
	運営主体	府中市	公募法人 8団体 (内訳：NPO法人7団体、公益財団法人：1団体)																							
	実施場所	市立小学校敷地内、または敷地外の専用施設	各市立小学校の余裕教室																							
	実施対象	小学1～6年生	小学1～6年生																							
	実施時間	【学校実施日】 月曜から金曜 放課後から午後6時まで  【学校休業日】 土曜 午前8時45分から午後5時まで 夏休み 午前8時から午後6時まで 春、冬休み 午前8時30分から午後6時まで	【学校実施日】 4月、8月から3月まで 放課後から午後5時まで 5月から7月（夏休み期間を除く） 放課後から午後5時30分まで  【学校休業日】 夏、冬、春休みなど 午前9時から午後5時まで (夏休み中の学校閉庁日などを除く)																							
	利用料金	(月額) 育成料 5,000円 間食費 1,800円 合 計 6,800円	保険料800円/年  参加料 無料 (ただし、イベントによっては実費負担あり)																							
減額・免除	生活保護世帯：全額免除 世帯で2人以上入会している方：2子目以降の育成料のみ半額免除 就学援助費受給の認定を受けている方：育成料のみ全額免除	なし																								
帰宅(下館)の形態	午後5時の下館は、集団下館。 午後5時以降の下館は、保護者等によるお迎え。	原則、保護者等のお迎えによる帰宅。 時間は実施日により異なる。																								
運営体制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>人員配置</th> <th>児童数</th> <th>人員配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～40人</td> <td>2人</td> <td>121～139人</td> <td>4人+3人</td> </tr> <tr> <td>41～59人</td> <td>2人+1人</td> <td>140～160人</td> <td>4人+4人</td> </tr> <tr> <td>60～80人</td> <td>2人+2人</td> <td>161～179人</td> <td>5人+4人</td> </tr> <tr> <td>81～99人</td> <td>3人+2人</td> <td>180～200人</td> <td>5人+5人</td> </tr> <tr> <td>100～120人</td> <td>3人+3人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※+人数は臨時職員の数 ※障害児は別途加配</p>	児童数	人員配置	児童数	人員配置	1～40人	2人	121～139人	4人+3人	41～59人	2人+1人	140～160人	4人+4人	60～80人	2人+2人	161～179人	5人+4人	81～99人	3人+2人	180～200人	5人+5人	100～120人	3人+3人			<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター1名（非常勤）</li> <li>・責任者兼安全管理員1名（常勤）</li> <li>・安全管理員2名（常勤）</li> </ul> <p>※参加者が31名以上の場合、10名につき安全管理員1名を加配 ※要支援児が参加する教室には必要に応じて安全管理員1名を加配</p>
児童数	人員配置	児童数	人員配置																							
1～40人	2人	121～139人	4人+3人																							
41～59人	2人+1人	140～160人	4人+4人																							
60～80人	2人+2人	161～179人	5人+4人																							
81～99人	3人+2人	180～200人	5人+5人																							
100～120人	3人+3人																									

## 学童クラブ入会状況 (各年度4月初日)

(単位:人)

学童クラブ	開設日	年度									
		30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
第一	H 2.4.1	136	161	139	139	125	103	97	76	93	105
第二	H 4.10.1	179	150	139	139	132	121	108	119	111	111
第三	H 2.4.1	134	151	153	164	150	141	141	140	133	123
第四	H 2.12.7	69	75	68	76	59	56	50	49	52	67
第五	H 2.11.19	132	136	111	100	97	89	78	75	76	83
第六	H 2.7.16	114	105	103	92	69	73	99	118	116	104
第七	H 9.11.1	45	43	46	67	57	51	59	59	73	80
第八	H 2.4.1	111	99	116	145	127	119	105	108	103	117
第九	H 7.10.16	53	58	64	66	50	43	51	42	44	58
第十	H 4.11.1	91	89	99	114	106	114	92	80	85	99
武蔵台	H 4.11.1	60	53	51	51	48	43	38	37	44	48
住吉	H 10.2.2	83	93	90	90	95	107	94	82	71	63
新町	H 4.10.1	55	59	58	58	39	34	39	50	60	63
本宿	H 2.4.16	115	111	101	103	94	90	75	76	85	92
白糸台	H 2.12.17	79	90	93	67	65	54	70	79	93	90
矢崎	H 2.12.17	59	62	46	54	48	39	52	63	62	47
若松	H 4.4.1	87	99	92	91	84	89	88	78	70	74
小柳	H 2.4.16	80	76	67	65	70	74	76	68	61	62
南白糸台	H 2.7.16	98	89	75	70	65	65	68	53	61	66
四谷	H 2.4.1	86	71	65	68	79	78	69	61	71	75
南町	H 3.7.1	100	81	69	76	55	57	60	79	70	75
日新	H 2.12.7	73	81	87	76	81	63	67	67	66	63
合計		2,039	2,032	1,932	1,971	1,795	1,703	1,676	1,659	1,700	1,765
(内 障害児)		100	99	99	102	83	62	62	66	67	65



平成30年度学童クラブ入会児童数及び職員配置人数

学童クラブ	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	※単純定員	育成室面積	1人あたり面積	出席率 1人当たり	就学児童数 1~3年	入会率
第一	53	46	35	2	0	0	136	76	125.30	0.92	1.25	502	27.09%
第二	79	56	42	1	0	1	179	92	151.92	0.85	1.15	595	30.08%
第三	48	47	38	0	0	1	134	125	206.14	1.54	2.08	368	36.41%
第四	28	17	16	8	0	0	69	83	136.87	1.98	2.69	220	31.36%
第五	40	50	40	0	1	1	132	78	128.74	0.98	1.32	364	36.26%
第六	31	33	32	14	4	0	114	146	240.65	2.11	2.86	371	30.73%
第七	20	10	7	5	2	1	45	88	144.99	3.22	4.37	180	25.00%
第八	44	32	26	7	0	2	111	118	195.41	1.76	2.39	391	28.39%
第九	19	18	12	2	1	1	53	65	106.76	2.01	2.73	215	24.65%
第十	38	27	26	0	0	0	91	81	133.72	1.47	1.99	330	27.58%
武蔵台	17	20	22	1	0	0	60	51	84.15	1.40	1.90	167	35.93%
住吉	25	27	29	2	0	0	83	81	132.97	1.60	2.17	300	27.67%
新町	20	23	9	3	0	0	55	57	93.96	1.71	2.31	167	32.93%
本宿	43	38	34	0	0	0	115	96	157.93	1.37	1.86	366	31.42%
白糸台	21	30	26	0	1	1	79	61	100.50	1.27	1.72	264	29.92%
矢崎	23	22	13	1	0	0	59	59	97.72	1.66	2.24	198	29.80%
若松	31	30	26	0	0	0	87	80	132.39	1.52	2.06	343	25.36%
小柳	36	24	18	2	0	0	80	85	140.34	1.75	2.38	325	24.62%
南白糸台	40	30	28	0	0	0	98	87	142.77	1.46	1.97	332	29.52%
四谷	28	34	24	0	0	0	86	96	158.28	1.84	2.49	317	27.13%
南町	36	31	14	18	1	0	100	94	155.27	1.55	2.10	240	41.67%
日新	28	26	19	0	0	0	73	94	155.50	2.13	2.89	256	28.52%
合計	748	671	536	66	10	8	2,039	1,893	3122.28	1.53	2.07	6,811	29.94%

支援員 定数	実配置 人数	臨時職員 定数	実配置 人数
4	4	6	6
5	5	10	9
4	4	5	4
2	2	4	3
3	3	8	8
3	2	4	4
2	2	3	2
3	3	7	5
2	2	4	3
3	2	2	2
2	2	5	4
3	2	4	4
2	2	2	2
3	3	6	5
2	2	4	3
2	2	2	1
3	2	3	3
2	2	4	4
3	3	3	3
3	2	3	3
3	2	6	6
2	2	5	4
61	55	100	88

※単純定員とは、育成室の床面積を1.65㎡で除したものの

# 放課後子ども教室登録児童数・延べ参加人数

(上段:登録児童数 下段:延べ参加総人数 単位:人)

学校名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第一小学校		395	337	311	275	255	272	276	308	319	415
		8,514	8,681	8,287	5,717	7,333	7,015	6,422	9,151	9,232	14,787
第二小学校	419	385	391	363	373	332	317	342	313	340	278
	8,747	8,569	8,212	8,061	7,397	7,883	7,672	6,765	6,358	7,499	8,585
第三小学校		415	261	269	257	205	184	210	246	231	234
		5,701	6,620	7,024	6,344	6,505	7,228	7,813	6,948	6,773	8,201
第四小学校		251	135	124	155	151	287	163	168	163	172
		2,592	2,635	2,581	3,992	3,584	4,159	5,162	6,161	5,149	6,121
第五小学校	260	189	183	133	121	138	116	140	170	169	160
	5,824	4,021	3,845	2,731	3,029	2,568	2,365	3,667	3,990	3,991	5,955
第六小学校		532	330	277	259	275	269	259	293	277	287
		6,853	5,136	5,702	5,509	7,470	7,178	8,009	8,440	7,556	6,579
第七小学校		213	163	143	144	137	140	153	147	194	126
		2,798	3,098	4,090	4,942	5,201	5,866	6,261	7,559	6,656	5,831
第八小学校		440	360	349	391	324	325	360	339	292	313
		6,699	7,505	7,025	7,313	6,456	7,817	9,402	7,491	7,247	7,492
第九小学校		260	166	174	171	140	152	142	185	257	192
		5,654	3,815	4,396	3,903	3,992	4,059	4,656	5,727	4,730	5,459
第十小学校	454	414	367	346	334	300	293	227	343	349	297
	12,229	8,877	7,898	7,775	7,313	7,072	7,604	10,799	11,585	10,675	9,056
武蔵台小学校		140	107	87	111	98	99	112	136	151	140
		2,841	1,891	1,440	2,795	3,048	2,776	5,372	5,859	4,214	5,276
住吉小学校		281	130	139	158	167	163	174	173	202	163
		2,634	2,702	2,496	2,658	3,699	3,724	4,766	4,400	5,736	5,021
新町小学校		160	100	89	103	83	90	103	116	128	121
		1,845	1,454	1,909	2,792	2,781	2,557	3,961	3,599	3,354	4,646
本宿小学校		410	321	296	329	308	300	292	299	287	270
		8,315	6,624	6,664	8,297	8,322	8,453	9,195	9,963	8,588	8,801
白糸台小学校		343	265	254	225	200	183	183	199	206	203
		5,879	5,755	5,675	4,554	4,756	4,483	3,952	4,673	5,910	7,011
矢崎小学校		187	184	187	176	157	144	140	142	146	169
		5,558	6,235	5,382	4,210	4,330	4,572	3,990	3,966	5,526	5,855
若松小学校		317	294	161	121	158	196	239	293	303	293
		4,881	7,052	6,263	3,099	7,113	8,082	9,032	9,578	8,093	8,247
小柳小学校		311	263	229	242	227	207	233	204	205	224
		5,022	6,719	5,926	5,725	6,354	4,565	6,445	6,089	5,483	6,878
南白糸台小学校		312	281	237	220	235	244	248	310	302	301
		6,907	7,590	7,273	6,351	7,041	7,646	8,900	9,421	10,015	10,849
四谷小学校		371	194	160	180	178	212	242	251	220	218
		3,580	3,029	3,428	3,378	4,156	5,152	6,318	7,008	7,695	7,824
南町小学校		266	207	176	206	189	183	131	204	191	183
		4,008	2,708	2,955	4,596	4,901	5,228	6,319	4,925	5,684	5,118
日新小学校		211	164	174	202	177	173	128	221	203	168
		3,408	5,070	5,366	5,442	5,583	5,116	6,002	6,809	5,504	5,750
合計	1,133	6,803	5,203	4,678	4,753	4,434	4,549	4,497	5,060	5,135	4,927
	26,800	115,156	114,274	112,449	109,356	120,148	123,317	143,208	149,700	145,310	159,342

平成29年度 放課後子ども教室実施状況

学校名	在籍児童数	登録児童数	登録率	延べ参加人数	開催日数	1日平均参加者数	参加率 ※
府中第一小学校	919人	415人	45.2%	14,787人	232日	63.7人	15.4%
府中第二小学校	1,056人	278人	26.3%	8,585人	231日	37.2人	13.4%
府中第三小学校	805人	234人	29.1%	8,201人	238日	34.5人	14.7%
府中第四小学校	437人	172人	39.4%	6,121人	233日	26.3人	15.3%
府中第五小学校	649人	160人	24.7%	5,955人	236日	25.2人	15.8%
府中第六小学校	744人	287人	38.6%	6,579人	236日	27.9人	9.7%
府中第七小学校	360人	126人	35.0%	5,831人	232日	25.1人	19.9%
府中第八小学校	881人	313人	35.5%	7,492人	232日	32.3人	10.3%
府中第九小学校	449人	192人	42.8%	5,459人	237日	23.0人	12.0%
府中第十小学校	735人	297人	40.4%	9,056人	235日	38.5人	13.0%
武蔵台小学校	312人	140人	44.9%	5,276人	236日	22.4人	16.0%
住吉小学校	645人	163人	25.3%	5,021人	239日	21.0人	12.9%
新町小学校	315人	121人	38.4%	4,646人	239日	19.4人	16.1%
本宿小学校	737人	270人	36.6%	8,801人	238日	37.0人	13.7%
白糸台小学校	493人	203人	41.2%	7,011人	237日	29.6人	14.6%
矢崎小学校	351人	169人	48.1%	5,855人	239日	24.5人	14.5%
若松小学校	707人	293人	41.4%	8,247人	233日	35.4人	12.1%
小柳小学校	656人	224人	34.1%	6,878人	236日	29.1人	13.0%
南白糸台小学校	660人	301人	45.6%	10,849人	236日	46.0人	15.3%
四谷小学校	610人	218人	35.7%	7,824人	235日	33.3人	15.3%
南町小学校	484人	183人	37.8%	5,118人	237日	21.6人	11.8%
日新小学校	486人	168人	34.6%	5,750人	233日	24.7人	14.7%
全体	13,491人	4,927人	36.5%	159,342人	5,180日	30.8人	13.7%

※参加人数÷開催日数÷登録児童数

平成29年度 放課後子ども教室学年別参加状況

	在籍児童数	登録児童数	登録率 (学年別)	登録率 (全体)	延べ参加人数	参加者の割合	
1年生	2,319人	1,589人	68.5%	29.4%	70,668人	44.3%	90.1%
2年生	2,286人	1,415人	61.9%		50,778人	31.9%	
3年生	2,274人	957人	42.1%		22,125人	13.9%	
4年生	2,272人	642人	28.3%	7.2%	10,988人	6.9%	9.9%
5年生	2,262人	249人	11.0%		3,813人	2.4%	
6年生	2,078人	75人	3.6%		970人	0.6%	
低学年	6,879人	3,961人	57.6%	—	143,571人	—	—
高学年	6,612人	966人	14.6%	—	15,771人	—	—
全体	13,491人	4,927人	—	36.5%	159,342人	—	—

※在籍児童数は平成29年5月1日現在

平成30年度放課後子ども教室実施場所等

学校名	使用教室等	H30委託団体
府中第一小学校	1階第一ホール	シルバー人材センター
府中第二小学校	1階第二理科室	トータルサポート府中
府中第三小学校	北側校舎2階教室	トータルサポート府中
府中第四小学校	3階みらいのへや	ライフデザイン推進協会
府中第五小学校	1階家庭科室・3階多目的室	じーばーとあそぼ
府中第六小学校	1階プレハブ教室	府中YSS
府中第七小学校	北側校舎2階ランチルーム	じーばーとあそぼ
府中第八小学校	2階第2図書室	市民活動支援センター
府中第九小学校	1階教室	トータルサポート府中
府中第十小学校	1階ランチルーム	府中YSS
武蔵台小学校	北側校舎2階英語室	ライフデザイン推進協会
住吉小学校	1階オープンスペース	じーばーとあそぼ
新町小学校	1階旧給食配膳室	アマフェッショナルTAMA
本宿小学校	1階プレールーム	シルバー人材センター
白糸台小学校	3階ランチルーム	ライフデザイン推進協会
矢崎小学校	1階ランチルーム	アトリーチナ
若松小学校	1階家庭科室	シルバー人材センター
小柳小学校	2階会議室	アマフェッショナルTAMA
南白糸台小学校	1階特活室	ライフデザイン推進協会
四谷小学校	1階音楽室	シルバー人材センター
南町小学校	1階教室	府中YSS
日新小学校	1階オープンスペース	府中YSS
計22校		計8団体

平成29年度 放課後子ども教室と学童クラブの連携状況について

	学校名	外遊び等合同で活動することがある	日頃から情報交換を行っている	けやきッズイベントにおける学童児童の参加	連携打合せ実施	連携イベント実施	備考
1	府中第一小学校	○	○	○	×	○	学童児童がけやきッズイベントに参加する時は学童には行っていない。 連携イベント：合同避難訓練
2	府中第二小学校	×	○	×	×	×	
3	府中第三小学校	×	○	×	○	×	連携打合せは年2回程度実施。
4	府中第四小学校	○	○	×	○	○	連携打合せを学期に1～2回程度実施。 連携イベント：ジャンボオセロ、ドッジボール、大縄跳びなど
5	府中第五小学校	○	○	○	○	○	連携打合せは年2回程度実施。 連携イベント：ボール遊び
6	府中第六小学校	×	○	○	○	×	学童クラブも平日開催の実行委員会イベントに積極的に参加している。 連携打合せは年2回程度実施。
7	府中第七小学校	×	○	×	○	×	連携打合せは年2回程度実施。
8	府中第八小学校	○	○	×	○	○	連携イベント：合同避難訓練、スポーツ交流 連携打合せは年2回程度実施。
9	府中第九小学校	×	○	○	○	×	学童児童がけやきッズイベントに参加する時は学童には行っていない。 連携打合せは年2回程度実施。
10	府中第十小学校	○	○	×	×	○	連携イベント：合同避難訓練、ドッジボール
11	武蔵台小学校	○	○	○	○	○	学童クラブも平日開催の実行委員会イベントに積極的に参加している。 連携打合せは年数回実施。 連携イベント：避難訓練、ドッジボール
12	住吉小学校	×	○	×	○	×	連携打合せは年2回程度実施。
13	新町小学校	○	○	○	○	○	学校も交えた三者で連携打合せを毎月実施している。
14	本宿小学校	○	○	×	○	×	けやきッズは児童の来る時間がバラバラなので学童との連携は難しい。 連携打合せは年2回程度実施。
15	白糸台小学校	×	○	○	○	○	連携打合せは年4回程度実施。 連携イベント：ドッジボール大会、お楽しみ会
16	矢崎小学校	○	○	○	○	○	連携打合せは年3、4回程度実施。 連携イベント：おみせやさんごっこ、映画会、ドッジボールなど
17	若松小学校	○	○	○	○	×	学童児童がけやきッズイベントに参加する時は学童には行っていない。 連携打合せは年2回程度実施。
18	小柳小学校	○	○	×	×	○	連携イベント：ゲーム大会、ドッジボール大会
19	南白糸台小学校	×	○	×	○	○	連携打合せは年1回実施。 連携イベント：ゲーム大会、ジャンボかるた大会
20	四谷小学校	×	○	○	×	×	学童児童がけやきッズイベントに参加する時は学童には行っていない。
21	南町小学校	○	○	○	○	○	連携打合せは毎月実施。 連携イベント：工作教室、映画鑑賞、ドッジボールなど
22	日新小学校	○	○	×	○	○	連携打合せは年1回実施。 連携イベント：合同避難訓練、ドッジボール

13

22

11

17

13

## 各市の学童クラブ運営形態等（平成29年度）

	運営形態		民間等に業務委託を行っているか	設置場所	
八王子市	公設民営	122ヶ所	全施設指定管理者	児童館併設	11
				学校敷地内独立施設	38
				学校余裕施設	33
				校舎併設専用施設	4
				学校外施設	36
立川市	公設公営	20ヶ所	一部社会福祉法人・NPO法人・株式会社に運営委託	児童館内	7
	公設民営	15ヶ所		校外単独施設	9
				校内単独施設	5
				教室内	8
				その他併設	6
武蔵野市	公設民営	12ヶ所	公益財団法人武蔵野市子ども協会に運営委託	校外併設	0
				校外単独施設	2
				校内併設	6
				校内単独施設	4
三鷹市	公設民営	29ヶ所	指定管理者として23ヶ所を社会福祉協議会、6ヶ所を株式会社	校内併設	2
				校外単独施設	12
				校内単独施設	14
				校内児童施設併設	1
青梅市	公設民営	32ヶ所	指定管理者として社会福祉協議会に業務委託（32ヶ所）株式会社運営費補助（2ヶ所）	空教室内	21
	民設民営	2ヶ所		校内単独施設	3
				校外単独施設	9
				その他併設	1
昭島市	公設民営	21ヶ所	全施設社会福祉法人に運営委託	校内単独施設	11
				校外単独施設	1
				余裕教室	5
				その他併設	4
調布市	公設公営	11ヶ所	10ヶ所を社会福祉法人、11ヶ所を株式会社、3ヶ所を公益財団法人に委託	児童館併設	11
	公設民営	24ヶ所		校外単独施設	15
				学校敷地内単独施設	6
				校舎内教室転用施設	3
町田市	公設公営	5ヶ所	63ヶ所を委託（指定管理含む）	児童館併設	4
	公設民営	63ヶ所		校内単独施設	44
				校外単独施設	3
				幼稚園他	0
				空教室	15
				公的施設利用	2
小金井市	公設公営	11ヶ所	7ヶ所を社会福祉法人に運営委託	児童館併設	5
	公設民営	7ヶ所		校外単独施設	6
				校内単独施設	7
小平市	公設公営	25ヶ所	7ヶ所を指定管理者が運営（4ヶ所はNPO法人、3ヶ所は株式会社）	小学校体育館併設	14
	公設民営	7ヶ所		校内単独施設	5
				学校敷地内独立施設	13
日野市	公設公営	全部	—	児童館併設	6
				校内単独施設	18
				校外単独施設	6
				空教室	10
東村山市	公設公営	全部	—	校外単独施設	18
				児童館併設	6
				空教室	1
国分寺市	公設公営	3ヶ所	指定管理者として、9ヶ所はNPO法人、4ヶ所は株式会社	校内単独施設	9
	公設民営	13ヶ所		児童館併設	6
	民設民営	3ヶ所		マンションの一室	1
				民有地専用施設	1
				空き店舗	2
国立市	公設公営	全部	—	児童館併設	6
				校外単独施設	2
				校内単独施設	5

## 各市の学童クラブ運営形態等（平成29年度）

	運営形態		民間等に業務委託を行っているか	設置場所	
西東京市	公設公営 公設民営	24ヶ所 9ヶ所	NPO法人と株式会社に業務委託	児童館併設	14
				教室使用	8
				校内単独施設	5
				校外単独施設	5
				地区会館併設	1
福生市	公設民営	12ヶ所	8ヶ所を社会福祉協議会に業務委託。指定管理者として児童館併設の4ヶ所をNPO法人に管理運営委託。	児童館併設	4
				地域会館併設	6
				校内教室	2
狛江市	公設公営 公設民営 民設民営	9ヶ所 2ヶ所 1ヶ所	指定管理者として小学生クラブ2ヶ所を運営	地域センター併設	1
				児童館併設	2
				専用独立施設	5
				校内教室	4
東大和市	公設公営	全部	—	児童館併設	6
				校内単独施設	1
				校外単独施設	4
清瀬市	公設公営	全部	—	学校敷地内単独施設	1
				校外単独施設	5
				空教室	9
				共同住宅併設	2
東久留米市	公設公営	全部	—	学校敷地内単独施設	17
				校外単独施設(学校隣接)	2
				共同住宅併設	1
武蔵村山市	公設公営	全部	—	児童館等併設	6
				(内複合施設)	(5)
				校内教室	3
				学校敷地内単独施設	4
多摩市	公設公営 公設民営	1ヶ所 25ヶ所	社会福祉法人に運営委託	児童館併設	4
				(内複合施設)	(2)
				共同住宅併設	1
				校外単独施設	6
				(内複合施設)	(2)
校内単独施設	15				
稲城市	公設公営 公設民営 民設民営	13ヶ所 5ヶ所 4ヶ所	9ヶ所 民間運営委託	学校敷地内単独施設	12
				空教室	4
				児童館併設	4
				民間施設賃借	2
あきる野市	公設公営	全部	—	専用施設	3
				児童館併設	7
				校内施設	1
				その他併設	5
羽村市	公設公営	全部	—	校外単独施設	9
				児童館併設	3
瑞穂町	公設民営	7ヶ所	NPO法人に業務委託	児童館併設	1
				校外単独施設	2
				校外単独(教育施設)	1
				保育園併設	1
				学校施設	2
日の出町	公設公営	全部	—	余裕教室	2
				児童館併設	1
				校外単独施設	2
				(内1施設は障害児施設)	
地域施設併設	1				
奥多摩町	公設公営	全部	—	余裕教室	2
府中市	公設公営	全部	—	校内単独施設	36
				校外単独施設	15
				空教室	2

※施設数は支援の単位の自治体もあり

## 各市の学童クラブ開館時間の状況（平成29年度）

※「開館時間」欄 →  …18時まで  
 …18時台  
 …19時まで

自治体名	運営形態		開館時間	
			学校授業日	学校休業日
八王子市	公設民営	122ヶ所	月～金 下校時～18時 延長育成 19時30分まで	8時30分～18時30分 延長育成 19時30分まで
立川市	公設公営	20ヶ所	月～金 下校時～18時	月～金 8時～18時(延長19時まで)
	公設民営	15ヶ所	延長育成 19時まで	土 8時～17時(月～金と同様の施設あり)
武蔵野市	公設民営	12ヶ所	月～金 下校時～18時 土 8時～18時 延長育成 19時まで	月～土 8時～18時 延長育成 19時まで
三鷹市	公設民営	29ヶ所	月～金 下校時～18時 延長育成 19時まで	8時30分～18時 延長育成 8時～8時30分 及び18時～19時
青梅市	公設民営 民設民営	32ヶ所 2ヶ所	月～金 下校時～18時 延長育成 19時まで	月～土 8時～18時 延長育成 19時まで
昭島市	公設民営	21ヶ所	月～金 下校時～18時 延長育成 19時まで	月～土 8時～18時 延長育成 19時まで
調布市	公設公営	11ヶ所	下校時～18時	公設公営 8時30分～18時
	公設民営	24ヶ所	延長育成 19時まで	公設民営 8時～18時 延長育成 19時まで
町田市	公設公営	5ヶ所	下校時～18時	月～土 8時30分～18時
	公設民営	63ヶ所	延長育成 19時まで	延長育成 8時～8時30分 及び18時～19時
小金井市	公設公営 公設民営	11ヶ所 7ヶ所	月～金 下校時～18時 延長育成 19時まで	8時～18時 延長育成 19時まで
小平市	公設公営	25ヶ所	月～金 12時～18時	月～金 8時15分～18時
	公設民営	7ヶ所	延長育成 19時まで※公設民営のみ	土・振替休業日 8時30分～18時 延長育成 8時～8時30分又は8時15分及び19時まで(公設民営のみ)
日野市	公設公営	全部	下校時～17時45分	月～金 8時～17時45分
			(17時45分～18時30分は時間延長)	(17時45分～18時30分は時間延長) 土 8時30分～17時45分
東村山市	公設公営	全部	月～金 下校時～17時45分	月～土 8時30分～17時45分
国分寺市	公設公営	3ヶ所	下校時～19時	8時～19時
	公設民営	13ヶ所		
	民設民営	3ヶ所		
国立市	公設公営	全部	月～金 下校時～18時 延長育成 19時まで 土 8時30分～17時	月～金 8時30分～18時 延長育成 8時～8時30分及び19時まで 土 8時30分～17時



自治体名	運営形態		開館時間	
			学校授業日	学校休業日
西東京市	公設公営	24ヶ所	下校時～18時	8時30分～18時
	公設民営	9ヶ所	延長育成 19時又は19時30分まで ※公設民営のみ	延長育成 8時～8時30分及び19時 又は19時30分まで※公設民営のみ
福生市	公設民営	12ヶ所	下校時～18時 延長育成 19時まで ※一部延長育成 20時まで	8時30分～18時 延長育成 8時(一部7時30分)～8時 30分及び19時まで(一部20時まで)
狛江市	公設公営	9ヶ所	下校時～18時45分	月～金 8時15分～18時45分
	公設民営	2ヶ所		土 8時15分～17時
	民設民営	1ヶ所		
東大和市	公設公営	全部	月～金 下校時～19時	月～土 8時～19時
清瀬市	公設公営	全部	下校時～18時15分	月～金 8時30分～18時 土・振替休業日 8時30分～17時
東久留米市	公設公営	全部	下校時～18時	月～金 8時15分～18時 土 8時15分～16時15分
武蔵村山市	公設公営	全部	下校時～18時 延長育成 18時30分まで	月～土 8時～18時 延長育成 18時30分まで
多摩市	公設公営	1ヶ所	月～金 下校時～18時	月～土 8時～18時
	公設民営	25ヶ所	延長育成 19時まで (公設民営のみ)	延長育成 19時まで(公設民営のみ)
稲城市	公設公営	13ヶ所	(公営)下校時～18時	(公営)8時30分～18時
	公設民営	5ヶ所	(民営)下校時～19時	(民営)8時～19時
	民設民営	4ヶ所		
あきる野市	公設公営	全部	下校時～18時 延長育成 19時まで	月～金 8時30分～18時 土 9時～18時 延長育成 8時～及び19時まで
羽村市	公設公営	全部	月～金 下校時～19時	月～土 8時～19時
瑞穂町	公設民営	7ヶ所	月～金 下校時～18時	月～土 8時30分～18時
日の出町	公設公営	全部	月～金 下校時～18時	月～土 8時～18時
奥多摩町	公設公営	全部	月～金 下校時～18時30分	月～土 8時～18時30分
府中市	公設公営	全部	下校時～18時	月～金 8時30分～18時 土 8時45分～17時 (夏休み 月～金 8時～18時)

学童クラブの運営に関する調べ

	A市	B市	C市
学童クラブの運営形態	公設公営・公設民営	公設公営・公設民営	公設民営
運営の概要	<p>○市内を7地区に分け、各地区内の一部の学童クラブの運営を民間事業者へ委託している。</p> <p>○受託事業者…4団体</p>	<p>○学童クラブは校地内、または隣接地に設置し、一部の学童クラブの運営を民間事業者へ委託している。</p> <p>○受託事業者…2団体</p>	<p>○市内を7地区に分け、各地区内の学童クラブを民間事業者が運営している。</p> <p>○受託事業者…2団体</p>
公設民営の運営形態を必要とした背景等	<p>○一部の学童クラブについては、専門性をもった常勤の責任者を確保することができない状況があったため、平成21年度より、民間事業者へ運営を委託した。</p> <p>○開設時間の延長にあたり、嘱託職員の勤務条件の都合上、シフトが成り立たない状況であった。</p> <p>○サービスの向上・運営体制の強化を図るため、平成27年度より、民間事業者への運営委託を増やした。</p>	<p>○かねてより、市の行財政改革の取組として、学童クラブ事業の民間委託を推進することが求められていた。</p> <p>○サービス面では、開設時間の延長、子育て支援施策の充実（子育てひろばの実施）に対応する必要があったため、平成27年度より、一部の学童クラブの運営を民間事業者へ委託した。</p>	<p>○市の事業全般において、指定管理者制度を導入する方針となったため、平成18年度より、全ての学童クラブの運営を指定管理者により運営している。</p> <p>※開設時間の延長は、平成23年度より開始している。</p>
学童クラブ支援員の人材確保に係る課題	<p>○公設公営…応募者が少ない。平成30年度当初に欠員が生じた。</p> <p>○公設民営…各事業者の採用活動等の努力により、問題は生じていない。</p>	<p>○公設公営…応募者が少ないことがある。欠員が生じることがある。</p> <p>○公設民営…委託の仕様において、育成に携わる全ての者に支援員の要件が求めていることから、事業者の採用活動に課題が生じていることを市としても認識している。</p>	<p>○特になし。</p>